

令和6年度 社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会事業計画

基本理念

こんなまちであつたらいいな 安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり

I 基本方針

笛吹市社会福祉協議会は笛吹市の住民一人ひとりの「その人らしい生活」ができる地域づくりに向けた地域共生社会の実現を目指し、第4次地域福祉活動計画を策定し、令和8年度までの社協が進むべき方向を定めました。基本理念は平成19年の第1次計画から「こんなまちであつたらいいな 安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」。サブテーマは「7つの地域あい みんなでいっしょにつくる共生のまち」です。アンケートや聞き取りにより多くの住民からいただいた意見から、7つの地域あいの推進には、（1）「地域福祉の人づくり」（2）「人と人のつながりづくり」（3）「連携・協働のネットワークづくり」（4）「いつでもどこでも相談できる相談支援の仕組みづくり」の4つの重点取組が必要ということがわかりました。今年度も多くの住民の皆様や各種団体の皆さんと協働して地域福祉の推進を図っていきます。

今年度も法人全体で3つの重点目標を立て、総務課、地域福祉課、障害者地域活動支援センター、通所介護事業所、居宅介護支援事業所が互いに連携し、住み慣れた地域で住み続けられるように支援を行います。

1. 地域共生社会の実現を目指します。社協では、地域福祉の推進を進める社会福祉法人として、地域住民による支えあいの地域づくり「生活支援体制整備事業」第2層協議体の推進を笛吹市より受託事業として受け、各地域事務所のリーダーと第2層コーディネーターが中心となり、各町に第2層協議体を立ち上げ、地域共生社会実現を推進してきました。しかし新型コロナウイルス感染症の感染拡大により活動が制限されてしまったため思うように事業を進めることが出来ませんでした。令和6年度は、これまで制限されていた分も含めて積極的に「住民同士が支えあえる仕組みづくり」を推進します。

2. 住民主体の活動を支援します。世代間交流事業、サロン活動、見守り活動支援や各町の地域福祉推進委員会・シニアクラブ連合会・ボランティア団体・NPO法人等地域住民が主体となって行う活動を支援します。

3. 職員一人ひとりが専門職として資質の向上を目指します。地域での福祉課題は、「生活困窮」「多重債務」「認知症高齢者の増加」など益々複雑・多様化し、より専門的な知識が必要となります。地域住民から寄せられる課題を解決するために、社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員等の資格取得に取り組みます。

※「地域共生社会」とは、国が平成28年「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、厚労省はそれを受けて、「『我が事・丸ごと』地域共生社会の実現」を位置づけ、制度分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人・人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがいを地域住民と関係機関が共に創っていく社会のことです。

Ⅱ 重点目標

1. 地域共生社会の実現を目指します。
2. 住民主体の活動を支援します。
3. 職員一人ひとりが専門職として資質の向上を図り地域住民から必要とされる社協を目指します。

Ⅲ 法人運営部門

(i) 部門目標

法令遵守と公益性の高い法人であることの周知。社協として質の高いサービスの提供と効率的な組織運営を行います。

(ii) 総務課

1. 目標

- ① 法令に則った組織運営を行います。
- ② 職員が働きやすい職場づくりに取り組みます。
- ③ 住民活動を支援する指定管理施設の運営に取り組みます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 職員全員が法令についての理解を深められるように取り組みます。
- ② 職員が働きやすい職場環境の整備に取り組みます。
- ③ 住民活動を支援する社協らしい指定管理施設の運営に取り組みます。

Ⅳ 地域福祉部門

(i) 部門目標

- ① 各々の職員が、組織の理念、目標を達成するために、専門職として活動し地域福祉の中核であり続ける組織を目指します。
- ② 住民参加、住民主体の原則に従い、地域福祉活動計画を更に実現出来るよう支援します。
- ③ 様々な課題に対応できる専門的資格の取得を目指すことで、各々の職員が率先して社協職員としての使命が果たせるよう、資質の向上を図ります。

(ii) 地域福祉課

1. 目標

- ① 共生社会づくりのため、“ふだんのくらしのしあわせ”に気づき、考える機会を増やします。
- ② 福祉活動への住民参加を一層高め、共に汗を流す実践を推進します。
- ③ 地域の福祉が広がるよう啓発や実践を積み重ね、地域住民、行政等関係者に社協の存在意義を再認識していただけるよう努めます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 次代を担う子ども達と、大人達への福祉教育を地域丸ごと巻き込み、実践します。
- ② 相談や地域支援を通し、住民や関係機関・団体が地域の福祉活動を実践し、その効果を確かめ合うことで自信を持ち、重層的な福祉課題に取り組んでいく循環型の仕組みづくりに取り組みます。

- ③ 社協活動の原点や基本に戻り、これまでの地域福祉活動・事業・体制を見直し、第5次地域福祉活動計画策定に向け、住民にもにわかりやすい活動の推進方法を整理します。

(iii) 障害者地域活動支援センター

1. 目標

- ① 自身の担当する業務のみならず、部門全体を意識した事業展開を行うことで、より安定した財務基盤を築き、共生社会をめざす基盤とするようにします
- ② 様々な課題を抱えた障がいのある方に対して、ソーシャルワークの手法を用いてより専門的に関わることで生活基盤の向上を目指します。またこれらの活動を更に住民に知っていただく広報活動を更に展開し、自分たちの活動を広く知っていただくことを目指します。
- ③ 社協内研修に留まらず、様々な機関から講師等の派遣を依頼され活躍出来るような職員の育成を全員で意識的に担います。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 地域住民が生活するための施設であることを全員が意識し、一人でも多くの方が利用出来るよう、Ⅰ型、Ⅲ型、付属する各事業、スマイル事業を地域に発信、宣伝します。
- ② 各委託事業では実施した結果を更に広報することと、各給付事業では独自性をより現実化するために、相談機能の強化を図ります。
- ③ より専門的な調査研究とそれを実施するための基本資料などを用いて専門的な説明や講義が出来るよう、職員はいつでもそれらを活用できる資料集を作り上げます。

V 在宅介護部門

(i) 部門目標

- ① 社協の事業所の役割を踏まえ、事業経営基盤の強化を図るために選ばれる事業所を目指します。
 - ア 介護保険制度等の法令遵守を徹底し適切な運営と経営を行います。
 - イ 制度の狭間への対応や地域の実情やニーズに合わせたサービスの開発を法人内で連携し検討していきます。

(ii) 居宅介護支援事業所

1. 目標

- ① 特定事業所の継続により、質の高いケアマネジメントを提供できる体制を確保していきます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 個々で業務改善を図りながら、法令遵守を徹底できるように努めます。
- ② 利用者の受け入れ体制を整えるため、ICTの導入を検討します。

(iii) 通所介護事業所（デイサービス）

1. 目標

- ① 社協の役割を理解し法令に準じた経営と運営を行います。
- ② 地域住民やボランティア等との繋がりや交流が出来るよう、社協内連携を図り工夫して行っています。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 様々な加算の算定要件を満たせるように努め、質の高いサービスが提供できるようにします。
- ② チームワークの重視と資質向上のための職員教育や研修会を行い、安心して業務ができる職場にします。

(iv) 訪問介護事業所（ヘルパー事業所）

1. 目標

- ① 特定事業所（Ⅱ）の継続により、質の高いサービスが提供できる体制を確保していきます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 利用者の受け入れ体制を整えるため、ICTの活用を含めた業務改善を行います。
- ② 制度の狭間への対応として介護保険外サービス（おまかせ安心サービス）を実施し、在宅生活が継続できるよう支援します。

Ⅵ 笛吹市南部長寿包括支援センター

1. 目標

地域で支援を必要としている方々に切れ目のないサービスの提供や困りごとの早期発見及び早期対応等一連の取り組みを行うことで、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるようにしていきます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 総合相談支援事業では、地域の高齢者の様々な相談を受け止め、適切なサービスや機関等の資源とつなぎ、新しい生活様式の中で地域での継続した生活を支援します。
- ② 高齢者虐待、消費者被害では、高齢者を中心に地域住民等に周知し予防・早期発見・対応に取り組めます。
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメントでは、処遇困難事例への支援に向けて、地域の支援者や関係機関との顔が見える関係づくりと定期的な地域ケア会議の開催や随時、個別ケア会議を実施し解決に向けて取り組めます。
- ④ 介護予防事業では、重度化防止と自立に向けた多職種連携を進めます。

Ⅶ 一宮複合施設（スマイルいちのみや）

1. 目標

- ① 住民も参加できる地域福祉の拠点となる取り組みをします。
- ② 高齢者と障がい者の複合型施設として、様々な分野の活動に参加する機会を「スマイルいちのみや」から提供します。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 法令を遵守し事業内容の透明性を図ります。
- ② 「スマイルいちのみや」を利用する方々が、複合型施設でのサービスを利用する姿を伝えていくこと等、高齢者や障がい児者の方々の地域での活動を情報発信していきます。
- ③ 複合型施設としての専門性の高いサービスの提供ができるよう職員教育を継続して行います。
- ④ 複合型施設の特徴が発揮できるよう、利用者と多世代の地域住民との交流の場や福祉教育の場等としての施設の活用が出来るように進めていきます。

以上